

第3回大町市水道事業等経営審議会 議事録

日時 令和6年9月10日(火)

午後2時から

場所 大町市役所 東大会議室

【日程】

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 承認事項
(1) 第2回審議会議事録の承認について
- 4 審議事項
(1) 今後の事業運営の方向性について
(2) 諮問に対する答申内容について
- 5 その他
(1) 次回開催日について
(2) その他
- 6 閉会

【出席者】

○出席委員(敬称略) 13名

塩入 博仁 長澤 奨 中山 晴隆 飯島 義一 竹本 明信
北澤 貴美子 小林 治男 内山 重喜 松田 邦正 大厩 一裕
曾根原 光重 川井 伸夫 佐藤 勝利

○欠席委員(敬称略) 1名

横山 和夫

○事務局

駒澤建設水道部長 平林上下水道課長 古平企画幹
降籬経理係長兼課長補佐 佐藤企画係長兼課長補佐 遠山業務係長
今溝施設係長 松下施設係企画員 菅沢企画係主査 樋口企画係主任
内山経理係主事 土屋経理係主事

《開会 午後2時》

1 開会

課長：こんにちは。本日は残暑厳しい中、会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻より少し早いですが、出席者の皆様おそろいですので、ただいまから第3回大町市水道事業等経営審議会を開会いたします。審議に入る

前まで、私、上下水道課長、平林ですが、進行を務めさせていただきます。それでは次第に沿って進めさせていただきます。続きまして、2、会長挨拶。よろしくお願いいたします。

2 会長挨拶

会 長：皆さんこんにちは。9月に入りましたが、相変わらず、毎日暑い日が続いております。しかし、朝夕はめっきり涼しくなりまして、夜になると、虫の音が競って鳴いております。そんな中で、今日は第3回大町市水道事業等経営審議会でございます。本日は、皆さんと審議をしながら、この水道料金改定について、答申の案まで、進めていきたいと思っておりますので、ご審議のほどお願いいたします。

3 承認事項

(1) 第2回審議会議事録の承認について

課 長：続きまして、3、承認事項でございます。

こちらの承認事項ですが、第2回審議会の議事録の承認について、事務局よりご説明申し上げます。

事務局：お願いいたします。前回7月22日に開催されました、第2回の審議会の議事録につきまして、8月上旬に議事録を委員の皆様を送らせていただいております。第2回の議事録につきましては、文字の修正1点ご指摘をいただきましたが内容に関する部分での変更はございません。それ以外に加筆修正等ございましたら、この場でご発言をいただければと思います。以上です。

課 長：事務局からの説明が終わりました。何か修正等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは承認いただいたということで、よろしくお願いいたします。

それでは、次の審議事項に入る前に、前回の会議内容、また、本日の会議について、私からご説明させていただきます。

前回につきましては、諮問されております2項目の1つであります、水道料金の改定について、に関わります事業の収支状況と経営状況について、また、収支計画の見通しについて、そして算定期間の料金水準についてを、事務局から説明させていただき、ご確認を皆様からいただいたところでございます。

本日この後の審議につきましては、始めに、諮問事項の2つ目であり、今後の事業運営の方向性について、に関わる国の考え方や事業の課題などを事務局からご説明いたしますので、その内容につきましてのご確認をお願いいたします。

そして最後に、諮問されております2項目について、先ほど会長からもお話がありましたように、その答申内容につきまして、ご審議をいただきたいと存じます。

それでは次第の4、審議事項につきまして、議長の松田会長から会議の進行をしていただきますようお願いいたします。松田会長お願いします。

4 審議事項

会長：審議に入る前に、前回、第2回の審議会において要望のありました施設等の現状や、中長期的な設備計画について、事務局より、説明していただきたいと思います。

企画係長：私、企画係長の方でご説明いたします。前回の審議会におきまして、委員の皆様より、先の能登半島地震災害を例として、大町市の上水道施設の現状と将来的な健全性の確保等に向けた取り組みに関し、具体的な資料をお示しするようご要望がございました。私からは、このご要望に関しまして、少しお時間をいただき、本日、新たにお配りしました、大町市水道ビジョン、並びに今回、参考資料1というものがあります。これに沿ってご説明させていただきたいと思います。またこの水道ビジョンにつきましては、市のホームページにも掲載されているものでございます。

それでは始めに水道ビジョンにてご説明いたします。1頁をご覧ください。水道ビジョンは、今後の水道の将来像を明示するとともに、これを具体化することを目的とし、計画策定期間中、取り組むべき事項や具体的な方策を定めた水道の基本計画とされているもので、令和元年度に策定した当市の水道ビジョンにつきましては、近年の社会情勢の変化等を踏まえ、上水道と簡易水道事業それぞれの課題の抽出を図るとともに、事業の将来を見据え、令和15年度までの具体的な取り組みや方向性を示す内容として策定しております。

次に4頁をご覧ください。4頁から13頁にかけては、水道事業の概要とし、ビジョン策定前の、平成21年度から30年度までの10年間の実績数値をもとに、各事業の給水人口並びに水需要の推移等を踏まえ、事業の経営状況についてお示ししております。

次に14頁をご覧ください。14頁から21頁にかけては、現在、両事業で稼働する水源や配水池を始め、動力ポンプや管路施設等の状況についてお示ししております。なお、ビジョンで示している数値等に関しましては、若干現在の状況と異なるため、現在ご審議いただいている上水道施設に関しましては、本日お配りしました参考資料1でお示した内容が、最新の施設概要になります。

大町市の上水道施設に関しましては、水質に恵まれた湧水を取水することで、浄水処理を必要最小限にとどめ、また、自然の高低差を利用した流下方式に基づく配水施設により、動力ポンプなどを必要とせず、他の事業体に比べ、維持管理や運用面などにおいて、恵まれた環境が構築されております。

一方、上水道事業給水エリアは、現在、約50平方キロメートルと広大な面積に及び、各集落等へ安定的な配水を行う必要から、基幹施設となる配水池につきましては、全水系で18箇所、25の施設数に加え、これを結ぶ水道管路延長は約358キロメートルを有しております。

次に23頁をご覧ください。23頁からは、将来の事業環境予測数値になりますが、まず24頁にかけては、外部環境として、計画策定時点から、令和15年までの給水人口を踏まえた有収水量等について予測したものを示しております。

これについて、令和5年度の決算数値と比較してみますと、給水人口で約650人多く、1日平均の有収水量につきましても、若干ではありますが、予測数値を上回っております。

次に26頁から28頁にかけては、内部環境として、施設の経過年数や、法定耐用年数を踏まえ、将来、施設の更新を行わなかった場合の健全度について、概算額や延長等についてお示ししております。

先ほどの施設状況と関連いたしますが、給水人口の減少の進展に伴う給水収益の減少が懸念されており、将来的に施設の健全度を保つための環境構築に向けた取り組みの必要性が求められているところでございます。

次に、30頁をご覧ください。30頁から42頁にかけては、水道事業の現状評価と課題と題しまして、先ほど触れました、施設の現状と将来の事業環境の予測等を踏まえながら、改めて分析評価を加え、事業としての課題について、整理した内容でございます。具体的な説明は割愛させていただきますが、現在特に水道施設に関しましては、委員の皆様からご指摘のありました、地震災害の対応を考慮しまして、施設更新に合わせて耐震化を進めており、ビジョンの51頁から53頁にかけては、施設や管路の耐震化状況について、図や表を記載してございますが、本日お配りした参考資料2が、最新の状況になります。参考資料の2頁目になります。参考資料2の上の棒グラフが配水池の経過年数と、耐震化の状況になります。耐用年数60年を超える施設数は、三日町配水池を含め、7つとなります。また施設の耐震性に関しましては、耐震基準が改正された阪神淡路大震災後に、築造された施設の耐震性は高く、それ以前に築造された約6割の施設は耐震性が低いと評価されております。また、配水池の耐震化率は、参考資料1の表2.12、の下段にお示ししてございますが、現在33.3%となっております。

参考資料2の下段の表に戻りまして、基幹管路の耐震化率は、8.8%。地盤の状況など、震度6強程度の大規模地震に耐えられる耐震適合率は34.8%となっております。またその他の主な課題としまして、ビジョンの43頁から49頁に示しておりますが、近年野生動物による水源等への影響が懸念されており、これらを踏まえた水質管理体制の強化や浄水方法について、高度な対策が必要となっております。

次に、ビジョンの60頁をご覧ください。以上のような現状評価と課題を踏まえまして、今後事業を推進する施策として、60頁から66頁にかけてお示ししております。また、特に施設に関するものにつきましては、参考資料3の下段にまとめております。

大町市の水道事業全体としての基本目標を、安全、強靱、持続の3項目と定め、それぞれ主要施策に基づきながら、効率かつ計画的に施設改修を行っていく方向としております。

69頁以降となりますが、本ビジョンの目標年度である、令和15年度までの具体的な施設更新計画について、整理を行っております。また、記載の事業計画に関しましては、ビジョンの策定からすでに5年目を迎え、実際の施行において、事業用地や設計等に伴う内容の見直しが生じておりますことから、現時点での計画に

関しましては、本日お配りしました参考資料4に、整理させていただいております。

参考資料4の表上段からご説明いたします。

最初に、施設目標に位置付けた主要施策となる、安全な水道の構築としまして、浄水施設の整備を計画しております。本年度以降の具体策としましては、居谷里水系における急速ろ過による浄水処理施設の整備を行っていく計画としております。

次に、強靱な水道の構築としまして、重要かつ優先度に応じて施設の耐震化を行うものとして、来年度以降、大きな給水エリアを抱える、三日町配水池の改修工事のほか、非常時における水量の確保としまして、配水池の整備に合わせ、緊急遮断弁の整備について、計画しております。

また効率的な施設運用や、災害時等の危機管理の観点から、高水圧、低水圧の解消に向けた取り組みとして、水圧の違う配水エリア間の相互運用や、施設の統廃合に向けた、水圧調整を図るための施設整備を行う計画としております。

この他、流量計を始め、塩素を注入する滅菌機など、施設内で稼働する機械や電気計装設備に関しましては、稼働数が多く対応年数も短いため、常時の点検等に基づき、効率かつ適正に更新していく計画としております。

一方、水道管路の更新計画につきましては、施設の経過年数や重要度を考慮しながら、計画的に進めるものとしております。

次に、水道サービスの持続に関しましては、施設管理、運用の効率化を図るための施設の廃止や統合について計画しており、現在、水源1箇所、配水池2箇所の廃止を行い、配水エリア統合を図る計画としております。

令和15年度までの事業計画では、主に配水エリアが広く、重要な給水拠点を抱え、規模の大きな配水池と浄水処理の整備がメインとなり、これに合わせた施設の廃止等に向けた取り組みが中心となっております。

前回、第2回審議会の資料でお示ししました事業計画につきましては、この水道ビジョンをもとに、令和10年度までの具体的な計画としてお示したところでございます。

また施設の整備費につきましては、現在三日町配水池の詳細設計を進めている経過から、これに基づく概算事業費をお示しすることができましたが、11年度以降につきましては具体的な検討に入っていない状況から、現時点では、具体的な数値をお示しすることができません。おそらく、規模の大きな居谷里水系の整備が終了する令和13年度までは、毎年、4億円近い建設改良費がかかるものとしております。

またこの水道ビジョンにつきましては、当市を取り巻く今後の社会情勢の変化を踏まえ、順次見直しを図る予定としておりますのでよろしくお願いたします。

以上で私の方からの説明を終わります。

会 長：ありがとうございました。確認ですが、ただいまの説明は、前回の審議会において要望のあった施設の現状や、中長期的な整備計画についての説明でよろしいですか。

庶務係長：はい。

会長：それではただいま説明していただいたことについて、何かご質問ございますか。どうぞ。

A委員：詳細な資料、ありがとうございました。計画的に進められているということがわかりました。今の説明では年間4億円程度の改修費が今後かかって、さらに、場合によっては見直しがされるということだが、実際に収支貸借表の中で、どこを読めばいいのか。

事務局：前回の審議会でご説明をさせていただいた部分であります。公営企業会計の性質上、予算立てが2本となっております。企画係長の方から申し上げた部分につきましては、資本的収支予算という、投資に関わる部分の予算であります。実際の収支を表すものは、参考資料5に書いてある収支計画になります。

こちらの中段ですが、営業費用の中の(3)減価償却費というところに、かかった事業費に対する1年間の償却分、というものが計上されます。大きな事業を行いますと、減価償却費という金額が大きくなって、当年度純利益に影響をおよぼしてくる形になります。

会長：よろしいですか。他に何かご質問ございますか。ないようでしたら審議事項に入りたいと思います。それでは(1)今後の事業運営の方向性について、お願いします。

(1) 今後の事業運営の方向性について

事務局：上下水道課経理係の内山と申します。お手元の審議資料1「今後の事業運営の方向性について」の2頁をご覧ください。

はじめに、ご承知のことと思いますが、現在、大町市では、平成18年の3市村の合併経過を踏まえ、「水道事業」今回は便宜的に「上水道事業」とさせていただきますが、と「公営簡易水道事業」の2つの事業を運営しております。この事業区分につきましては、水道法に定める給水人口によるものとして規定されております。表をご覧くださいまして、定義のところになりますが、給水人口が5,001人以上につきましては、「上水道事業」として運営することが定められており、大町市では令和4年度末時点で23,852人に給水しております。

一方、給水人口が101人以上5,000人以下の事業体は、「公営簡易水道」として、令和4年度末時点で1,518人に給水しております。それぞれの事業の給水区域はご覧のとおりとなっておりますが、上水道事業は一部を除いて旧大町市の区域に、公営簡易水道事業は八坂、美麻地区に給水を行っております。

なお、表の下部になりますが、現在、市が運営する2つの水道事業につきましては、水道法に基づく国の認可を受けて運営しております。

3頁をご覧ください。ただいまご紹介しました、市が運営する2つの水道事業

につきましては、開設当初から今日まで、時代や社会情勢の様々な変化によって、それぞれ「課題」を抱えております。

まず、大正時代の開設から今年で100年目を迎える上水道事業につきましては、給水開始以降の飛躍的な産業の発展とともに、人口の急増による水需要の増加に伴う、水源開発をはじめ、配水池等、新たな施設や管路整備による給水区域の拡張を行って参りましたが、近年では、人口減少社会の到来、また、節水意識の向上などにより、有収水量や給水収益が減少の一途を辿っております。また、給水収益が減少したとしても、施設の維持、保全は不可欠であり、事業に占める固定費も大きくなっております。

さらに、水道普及のために施設整備が進んだ昭和50年代のピーク時から既に40年以上が経過し、老朽化、長寿命化対策に向けた更新需要が増加しており、今後さらに、効率的かつ適切な事業運営が求められております。

次に、公営簡易水道事業ですが、給水区域となる八坂、美麻地区は、平成18年の合併後、2地区の水道を市の公営簡易水道として統合し、事業の効率化を図ってまいりましたが、上水道に比べて施設全体が脆弱なうえ、起伏形状を伴う中山間地に点在する集落に給水するため、動力ポンプなどを必要としており、これらに要する動力費や修繕費等の維持管理費が多額となっております。また、上水道事業同様に給水人口が減少しており、料金収入が施設規模に対して少ないことから、前回、ご説明させていただきました、売価に対する原価の割合である料金回収率というものが低迷しております。

現状、公営簡易水道事業は毎年の収支に不足が生じており、不足分を一般会計から補填していただく状況にあるため、今後、住民生活に不可欠な水道として、事業の持続性の確保が求められております。

当市の水道事業が抱えるこのような課題は、決して当市のみの問題ではなく、全国規模で進展していることから、次の4頁になりますが、現在、国において、これらの課題解決に向けた事業構造の再編が行われております。

これまで国が進めてまいりました水道としての事業構造は、水道の普及が進んだ昭和52年に制度化され、将来の給水需要と給水区域の拡大を見込み、これに伴う施設の一体化、いわゆるハード面での広域化を前提条件としておりました。

しかし、近年では、水道事業を取り巻く情勢の変化に対応するため、広域化の概念を拡張、さらに条件を緩和し、事業統合に加えて、経営や管理の一体化や施設の共同化など、主な政策目的を、当初の区域拡大から運営基盤の強化へ、大きく転換を図っております。

この政策により、中小事業体を中心に懸念される財政や経常的な脆弱性、人材不足などに対する補強を行うとともに、施設規模の適正化を図り、安定的な住民サービスを将来にわたって提供していく観点から、市町村の区域を超えた広域連携をはじめ、当市のような同一行政区域内における上水道と簡易水道の事業統合について推進をしております。

このことから、「当市における今後の事業運営の方向性」につきましては、国の政策に沿って進めていきたいという考えであります。現在、当市においては、

3市村の合併時より生まれた独自の課題が残されているため、この課題についても併せて解決していく必要があるものと考えております。

5頁をご覧ください。これまでご説明させていただきましたが、現在の大町市では、上水道と公営簡易水道の二つの事業を運営し、それぞれの給水区域に暮らす市民の皆様にご水道を提供しておりますが、現状、「事業ごとに料金体系が異なる」といった課題を抱えております。ご覧いただいている表は、それぞれの水道料金表をお示ししたものでございますが、1か月あたり消費税込みの価格となっております。

上水道事業につきましては、基本水量が10m³までとなっており、口径別基本料金と用途別超過料金を用いて算定されます。一方、公営簡易水道事業につきましては、基本水量は同じであります。口径、用途による区分は無く、一律の基本料金と超過料金により構成されております。

ご覧いただいておりますとおり、最も使用者が多いメーター口径13mmの料金で比較をしますと、基本料金では上水道が1,320円に対し、公営簡易水道では1,870円と1月当たり550円の差がございます。また、超過料金につきましても一般家庭用では11円の差がございます。

次に6頁をご覧ください。この水道料金につきましては、水道法の第14条において規定がされております。現状では、それぞれの事業認可に基づき、独立した運営を行っている経過から、異なった料金体系を用いていたとしても法的に問題はありませんが、今後、国の政策に基づき、市が運営する公営水道として、事業の統一化、一体化の検討を進めるうえにおきましては、「料金体系の統一化による地域格差の解消」につきましても具体的な検討を進めていく必要があるものと考えております。

これに関しましては、次の7頁にまいりますが、併せて参考資料6の2枚目をご覧くださいいただければと思っておりますが、当市の場合におきましては、平成18年の合併当時に開かれた「大北地域合併協議会」の中で、「将来、15年後を目処に両事業の統合を目指す」との方向性が示されているほか、審議資料にお戻りいただきまして、8頁になりますが、水道法の側面からみましても、第2条の責務といたしまして、太字のところがございますが、国及び地方公共団体は、水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならないとされており、また、第2条の2第3項には、市町村はその区域内における水道事業者等との連携等の推進に努めなければならないとされていることから、これらを鑑み、事業統合に併せた課題解決を図っていく必要があるものと考えております。

9頁をご覧ください。以上を踏まえまして、あらためて「まとめ」とさせていただきますが、現在、国は、水道事業を取り巻く全国的な課題である、人口減少がもたらす将来的な事業への影響を考慮し、さらなる事業の「運営基盤の強化」に向けて大きく舵を切る中、当市が抱える課題の解決に向けた施策の一つとして、同一行政区域内における上水道と簡易水道の事業統合について推進しております。

また、当市水道事業として、今後、検討すべき課題を整理しますと、大きく2点ございまして、1つ目は、「上水道事業、公営簡易水道事業の経営の一体化、管

理の一体化等、事業統合も含めた運営基盤の強化」、さらに2つ目としまして、「水道法に基づく同一行政区域内における地域格差、具体的には料金格差の解消」、この2点について具体的な検討を進めていく必要があるものと考えております。

以上から、抽出した課題の解決に向けた事業の今後の方向性としまして、「事業統合等を見据えた具体的な方向性の検討を図っていく」ことと整理させていただきました。

次の10頁、補足になりますが、本日お話しさせていただきましたような内容を令和4年度に開催された簡易水道審議会でもご審議いただいております、その際の答申内容を抜粋したものを記載してございます。

今回の審議会と同様に、今後の事業運営の方向性について諮問を受けたことに対しての答申でございますが、内容中段から下、横線を引いてございますが、「公営簡易水道事業が企業会計へ移行した決算数値等による経営分析を行ったうえで、令和7年度以降、両事業の経営審議会におきまして、事業統合等の具体的な方向性について検討すること。」との見解を頂いております。

最後に、11頁になりますが、今後の方向性を検討していくにあたってのスケジュール案をお示ししてございます。表をご覧くださいますと、上水道、簡易水道、そして参考として下水道事業のそれぞれの審議会におけるスケジュールを掲載してございます。

今回の水道事業の経営審議会につきましては、昨年度から開催しており、水道事業が一区切りしますと、引き続き下水道事業の審議会を開催させていただく予定としております。また、簡易水道事業につきましては、本年度4月から他の会計と同様に企業会計として事業を運営してきております。

先ほども触れましたが、今後につきましては、簡易水道事業において企業会計移行後の決算数値を来年度以降にお示しすることが出来ることから、これに対し経営分析等を加えたうえで、来年度、令和7年度以降のタイミングで両事業の経営審議会を開催し、両事業の統合による運営基盤の強化や、料金格差の解消に向けた具体的な検討を行うことが望ましいと考えております。

審議事項1についての説明は以上です。

会 長：ただいまは、今後の事業運営の方向性について説明を受けました。本件について何かご質問ございますか。よろしいですか。

(2) 諮問に対する答申内容について

会 長：それでは2番目、今回の諮問に対する答申内容について説明をお願いいたします。

事務局：それでは、審議事項(2)についてご説明をさせていただきます。お手元の審議資料2、諮問に対する答申内容についてをご覧ください。

これまで、第2回審議会、また本日開催しております第3回審議会において、委員の皆様には、諮問に対する具体的な内容についてご審議をいただいて参りま

した。審議事項（２）では、事務局が考えております、これまでの審議経過を踏まえた答申内容についてお示しさせていただければと思います。

はじめに、１、諮問内容でございますが、あらためて本審議会に諮問された内容について整理をさせていただきますと、２点ございまして、１つ目が「水道料金の改定について」、２つ目が「今後の事業運営の方向性について」となっております。

２、審議経過でございます。令和６年７月２２日に開催された第２回審議会では、諮問の１つ目である「水道料金の改定について」を主題とし、当市の水道事業の決算の状況や、料金算定期間における料金水準についてご審議をいただきました。ご説明にあたりまして、お手元に配布しております参考資料の５、Ａ３の資料となりますが、こちらは第２回審議会においてお示ししました収支計画でございますが、こちらも併せてご覧ください。

当事業の令和４年度決算におきましては、１億５００万円余の純利益を計上できていることに加え、経常収支比率をはじめとした各種指標も良好な成績を収めており、また今後の事業計画を踏まえた収支予測については、給水人口の減少に伴い料金収入は減少していくものの、当面の間は良好な経営を維持できるものと考えられます。

一方で、令和１０年度には料金回収率が基準となる１００％を下回ることが予想されますことから、今後の事業運営については、料金水準の見直しを検討するとともに、引き続き経費削減等の企業努力が必要となります。なお、本審議会における料金算定期間である令和６年度から令和８年度の料金水準については、総括原価方式に基づく算定を行い、期間内は現状の水準で事業の持続が可能であることが確認されました。

続いて裏面をご覧ください。本日開催しております、第３回審議会では２つ目の諮問内容である「今後の事業運営の方向性について」ご審議をいただきました。

水道事業が抱える全国的な課題である水需要の減少や施設の老朽化、人材不足などの技術的困難に対応するため、国では、主な政策目的を「運営基盤の強化」に据えて広域化の概念を拡大しており、市町村の区域を超えた広域連携や、同一行政区域内における水道事業と簡易水道事業の統合について推進をしています。

当市水道事業は、これらの全国的な課題に加えて、「同一行政区域内における料金水準の格差」といった３市村合併時からの課題を抱えていることから、今後、国の政策に基づき、市が運営する公営水道として事業の方向性を検討するにあたっては、「上水道事業、公営簡易水道事業の経営の一体化、管理の一体化等、事業統合も含めた運営基盤の強化」及び「水道法に基づく同一行政区域内における料金格差の解消」について具体的な検討を進めていく必要があると考えられます。

このような審議経過を踏まえ、事務局として考案しております諮問に対する答申内容につきましてご説明をさせていただきます。

「３ 答申内容について」でございます。はじめに諮問の１つ目、「水道料金の改定について」につきましましては、総括原価方式に基づく水道料金水準を算定した結果、料金算定期間内については適正な水準を維持できており、また、公営簡易水

道事業を含めた今後の事業運営の方向性について検討していく必要があることから、令和8年度までの間は現状の料金水準を維持することが望ましいと考えます。

続いて、2つ目の「今後の事業運営の方向性について」につきましては、市が運営する公営水道として、水道事業を取り巻く全国的な課題や、本市が独自に抱える課題に対応するため、国の施策に沿って運営基盤の強化を図っていくとともに、料金水準の地域料金格差の解消を進めていく必要があります。

今後の事業運営の方向性を検討していくスケジュールについては、公営簡易水道事業の企業会計移行後の決算数値を踏まえた経営分析を加えた上で、あらためて令和7年度以降に両事業の経営審議会を開催し、課題解決に向けた具体的な方向性を検討することが望ましいと考えます。

以上が事務局が考える答申の内容でございます。この内容について、委員の皆様からご意見等を頂戴しながら、次回の審議会において答申書の案としてお示ししていきたいと考えております。審議事項2についての説明は以上です。

会 長：ただいま、諮問に対する答申内容についてご説明をいただきました。この答申内容について、何かご質問、或いはご意見がございましたら、お受けいたします。どうぞ。

B委員：同一行政区域内における料金水準の格差について、解消していくということをご予定しているのですか。解消できるという考えか。

事務局：ご指摘の通りでございますが、水道事業、公営簡易水道事業につきましては、運営基盤から大きく違った部分がございますが、国が進めている施策に沿って、今後、大町市の公営水道として、両事業の持続可能な経営を考えていく上では、事業統合を含めた一体化等を考えていかなければならないと現時点では考えております。その具体的な内容については、お示ししておりますが、令和7年度以降に、もっと詳細な内容について、例えば具体的には、料金についてといったところまで、話をしていければと現時点では考えております。以上でございます。

会 長：よろしいですか。他に何かございますか。

C委員：教えていただきたいと思えます。方向性としては、上水道事業、公営簡易水道事業の経営の一本化をすることで、料金の水準を統一する方向性ということでよろしいですか。

事務局：はい。

C委員：この上下水道事業と、公営簡易水道事業、両方の経営をしているということだが、それぞれの経営の収益などは、どこかに示されているのでしょうか。統合することによって効率化される、ということをごどこから読み取ればよいのか。

事務局：まず、収支の概要について、上水道の方につきましては今回参考資料5を添付しておりますが、令和4年度決算においては1億500万円ほどの、純利益が計上できているところでございます。

公営簡易水道事業の方につきましては、直近では資料としてはお示しできてはおりませんが、水道ビジョンの中で、財政の83頁。5年前の計画にはなりますが、その当時の決算数値等を踏まえたシミュレーションということで掲載がされております。

また公営簡易水道事業につきましては、この時点では、特別会計という形で、いわゆる一般会計方式、官庁会計方式といいますか、単式簿記、現金収支の分けを行った会計の処理方法で、運営されたものに対するシミュレーションという形になっておりますが、現在令和6年度から企業会計としておりますことから、今現在進行形で、企業会計として運営をしております。

また、この経営成績については来年度になりまして、令和6年度の決算数値としてお示しをすることができるようになっていきます。ですので、効率化等も含めた数値については決算数値等を見てからまた改めて検証していこうと考えておりますので、現時点では、来年度以降、簡易水道事業の決算数値が出た段階で、その具体的な方向性を皆様と一緒に検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

C委員：そうすると、それぞれの収益を統合することによって、効率化していくということを検討していくということよろしいですか。

事務局：はい。

会 長：よろしいですか。他に何かございますか。どうぞ。

D委員：方向性の話ですが、令和7年度以降、水道・公営簡易水道経営審議会、と書いてある。今我々水道審議会で委嘱されているが、簡易水道事業の経営審議会というものは現在どうなっていて、来年度以降どうしていくのか。もしくは一緒にやっていくのか。そういう方向性が決まっていたら、教えてください。

事務局：簡易水道事業経営審議会につきましては、令和元年度と令和4年度に2回、開催してきておりますが、簡易水道事業が特別会計であったことから、簡易水道審議会条例という別の条例を設けて、この審議会とは別の形で動いておりました。現在皆様に委嘱させていただいておりますのは、水道事業等経営審議会の条例に基づきまして、委嘱しております。

今年度から企業会計に、公営簡易水道事業も移行したことから、同じ条例の中で、審議会として運営していけることになっておりますので、またそのタイミングで改めて委嘱をさせていただきまして、両事業のことを検討していただきたいとい

うふうに考えております。以上でございます。

会 長：他にございますか。よろしいですか。それでは、諮問に対する答申内容でありますが、初めに令和6年度から令和8年度までの料金改定について、説明の内容から判断して、料金算定期間は、現状の料金水準で事業の継続ができるということが確認できました。よって令和8年度までの間は、現状の料金水準を維持するというところでよろしいでしょうか。

〈委員から「はい」〉

会 長：続きまして、今後の事業運営の方向性については、事務局からの説明内容から、近年の水道事業を取り巻く状況の変化への対応として、国はこれまでの広域化の概念を拡大して、運営基盤の強化が必要とし、新たな方策が必要と、方向性を示しているとのことでありました。

国が示す方策を踏まえまして、当水道事業は、運営基盤の強化として、施設の更新、耐震化、規模の適正化を図るとともに、これまで課題となっている簡水との料金格差について、検討の必要があるとのことから、令和7年度以降に、両事業の経営審議会を開催し、課題解決に向けた具体的な方向性を検討する、ということによろしいでしょうか。

〈委員から「はい」〉

会 長：ありがとうございました。それでは、今までのご意見を踏まえまして、次回は、答申案についてご審議いただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

5 その他

(1) 次回開催日について

課 長：松田会長、進行ありがとうございました。それでは次、5その他ということで、お話がありましたように、次回は答申案をお示ししまして、ご審議をお願いするものでございますが、次回の開催日につきましては、会場を確認したところ、10月18日（金）にお願いしたい。

会 長：皆さん10月18日（金）、いかがでしょう。

課 長：時間につきましては、本日の会議と同じ2時から場所は西会議室になります。何とかご都合をつけてご出席をお願いしたい。

会 長：それでは、次回開催日は10月18日（金）、午後2時から市役所の西会議

室で開催ということになりました。よろしく願いいたします。

課 長：ありがとうございました。改めて案内の文書を送付させていただきますので、よろしく願いいたします。

(2) その他

課 長：その他といたしまして、事務局から何かありますか。事務局からは、なしということでございます。皆様から何かご発言等ありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは以上をもちまして第3回大町水道事業等経営審議会を閉会とさせていただきます。本日はお疲れ様でした。

《開会 午後2時53分》